

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与  
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

## 重要事項説明書

有限会社 雄峯  
福祉用具こころ



## 重要事項説明書

### 1 担当する福祉用具専門相談員

担当部署 福祉用具こころ 担当者 \_\_\_\_\_  
連絡先 (0798) 39-1066 (下記の営業日の営業時間)

### 2 事業所の概要

事業所名	福祉用具こころ
所在地	兵庫県西宮市城ヶ堀町2-19
連絡先	TEL (0798) 39-1066 FAX (0798) 39-1067
管理者	柴田 浩一
営業日	月～金 (祝日、12月30日～1月3日は休み)
営業時間	午前9時から午後5時まで
サービス提供実施区域	西宮市・芦屋市・宝塚市・尼崎市

### 3 当事業所の法人概要

事業者名	有限会社 雄峯
所在地	兵庫県西宮市城ヶ堀町2-19
連絡先	TEL (0798) 39-1066 FAX (0798) 39-1067
法人種別	有限会社
代表者	代表取締役 作原 佳世
法人の行う業務	訪問介護・訪問看護・居宅介護支援・ 福祉用具貸与・販売・住宅改修

### 4 当事業所の職員体制

職種	人数	職務内容
管理者	1名	職員の管理・把握・指揮命令
福祉用具専門相談員 (管理者兼務含む)	2名	福祉用具貸与サービスの提供 福祉用具販売サービスの提供 福祉用具の使用・方法の説明 福祉用具の修理・点検

## 5 事業の目的・運営方針

- 1 要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な福祉用具を提供することを目的とします。
- 2 利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

## 6 提供するサービスの内容

- 1 ケアプランに基づいた福祉用具の選定及び福祉用具の提供
- 2 福祉用具の機能・使用方法の説明
- 3 福祉用具の修理・消毒
- 4 福祉用具の相談業務

## 7 福祉用具貸与の対象となるもの

品目	要支援 1・2	要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
①車いす			○	○
②車いす付属品			○	○
③特殊寝台			○	○
④特殊寝台付属品			○	○
⑤床ずれ防止用具			○	○
⑥体位変換器			○	○
⑦手すり	○	○	○	○
⑧スロープ	○	○	○	○
⑨歩行器	○	○	○	○
⑩歩行補助つえ	○	○	○	○
⑪認知症老人徘徊感知機器			○	○
⑫移動用リフト(つり具除く)			○	○
⑬自動排泄装置				○

ただし、ご利用者様の身体状況等から特定の条件にあてはまる場合は、例外的に貸与が認められるものがあります。

## 8 特定福祉用具販売の対象となるもの

①腰掛便座	・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの
②自動排泄装置の 交換可能部品	・レシーバー、チューブ、タンク等、尿や便の経路となる もので、介助者が容易に交換できるもの (専用パッド、洗浄液、専用パンツ、専用シーツ等の 関連製品は除く)
③入浴補助用具	入浴に際しての座位の維持、浴槽への出入り等の補助を 目的とする用具であること 入浴用いす、浴槽内手すり、浴槽内いす、入浴台、 浴室内すのこ、浴槽内すのこ
④簡易浴槽	空気式又は折り畳み式等で容易に移動できるものであって 取水又は排水のために工事を伴わないもの
⑤移動用リフトの つり具部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

## 9 利用料金

### 1 福祉用具貸与の利用料

- ・当事業所の利用する福祉用具レンタルカタログに基づき、福祉用具貸与の利用料を定める。
- ・介護保険被保険者に関してはカタログのご利用者負担額を利用料とする。  
ただし、介護保険の給付の範囲を超えた利用料は全額自己負担となります。
- ・利用料の基本となる期間は1ヶ月とします。ただし、月途中の16日以降の場合は月額の1/2の料金となります。解約・返却につきましても同様に15日以前のお申し入れの場合は月額の1/2の料金となります。

### 2 特定福祉用具の販売価格

- ・当事業所の利用する福祉用具購入カタログに基づき、当事業所の定める販売価格にてご提供致します。
- ・介護給付費への支給申請は、当事業所にて申請書を作成の上手続きを行います。  
※原則1年間に10万円(税込)までで、7~9割が補助されますが、償還払いとなります。

## 10 利用料の支払方法

### 1 福祉用具貸与

毎月月末締めとし、翌月10日頃に請求書を郵送致します。

お支払い方法は、口座自動引き落し・銀行振り込みから、契約の際にご確認させて頂きます。

### 2 特定福祉用具・その他福祉用具の購入

納品時に請求書をお渡し致します。

口座自動引き落しまたは現金支払または銀行振り込みにてお支払下さい。

## 11 福祉用具貸与および福祉用具販売の利用

### 1 福祉用具提供の開始

まずはお電話などでご相談下さい。当事業所職員がお伺い致します。

居宅サービス計画の作成依頼をしている場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

福祉用具貸与については契約を行います。

### 2 福祉用具貸与契約の終了

#### ① ご利用者様の都合で福祉用具貸与の契約を終了する場合

契約の終了を希望する日の1週間前までにお申出下さい。

#### ② 当事業所の都合で福祉用具貸与の契約を終了する場合

事業の継続が困難な状況にある等やむをえない事情により福祉用具貸与の契約を終了させて頂く場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

#### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に福祉用具貸与契約が終了します。

- ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

- ご利用者様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合

- ご利用者様が亡くなられた場合

#### ④ その他

- 当事業所が正当な理由なく福祉用具貸与サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

- お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契

約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座に福祉用具貸与サービスを終了させていただく場合がございます。

## 12 個人情報の取り扱い

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分のさいにも漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業所がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、

- ・サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。
- ・このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名押印いただることになります。

## 13 損害賠償について

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起った場合は、損害賠償を行います。

当事業所は万が一の事故発生に備えて、損害賠償責任保険に加入しています。

## 14 サービスの相談・苦情窓口

当事業所は、提供したサービスの相談・苦情があった場合は、速やかに対応を行います。

### ○当事業所の苦情相談窓口

窓口名	管理者	連絡先 TEL 0798-39-1066
担当者	柴田 浩一	FAX 0798-39-1067

### ○外部機関苦情相談窓口

西宮市 健康福祉局 福祉総括室

法人指導課 TEL 0798-35-3082

兵庫県国民保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口

TEL 078-332-5617